

# 入札公告（説明書）

令和5年6月30日

東日本高速道路株式会社 北海道支社長 堀 圭一

【調達機関番号 417】

次のとおり公募型プロポーザル方式について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和5年5月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告 4-2-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

また、本件競争入札については、本書 1-1 に示す全ての業務（以下「対象業務」という。）について、競争参加希望者に対し、参加表明書の提出を求めたうえで、競争参加資格確認及び技術評価を一括して行うこととし、以下のとおり技術提案書及び見積者の特定手続き（以下「特定手続き」といい、特定された者を「特定者」という。）を行う。

- ① 対象業務に係る特定手続きは、本書 1-1 に示す設計業務①から設計業務②の順番で行い、二番目以降の特定手続きは、当該業務の前に特定手続きを行う業務の特定者の決定後又は不成立の確定後に行う。
- ② 特定手続きにおいては、共通入札公告 4-3-7 に示す技術提案書の提出者（以下「選定者」という。）のうち、技術評価点が最も高い者（以下「最高評価者」という。）を特定者とする。ただし、二番目以降に特定手続きを行う業務の場合は、最高評価者が、既に他の業務の特定者である場合に限り、当該最高評価者に対し、技術者の配置等の業務実施体制確保の可否について書面により確認を行い、可能であることが確認できた場合に当該最高評価者を特定者として順次決定する。
- ③ 上記②の可否確認の結果、技術者の配置等の業務実施体制確保が不可能であった場合は、当該業務及び当該業務の後に特定手続きを行う業務への競争参加を辞退したものとして取扱うこととしたうえで、技術評価点の次順位者に対して同様の手続きを行うこととし、以後同様とする。
- ④ 上記③により辞退したものとして取扱う場合において、当該者に対しては、辞退扱い以外の不利益措置は講じない。
- ⑤ 選定者は、対象業務のうち複数の業務の特定者となることができる。

## 1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	設計業務①：道東自動車道 滝の沢川橋基本詳細設計 設計業務②：道東自動車道 中トナム鶴川橋基本詳細設計 【品目分類番号：42】
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書（案）』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 堀 圭一

1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課 【所在地番号 01】 (住所) 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30 (電話) 011-896-5777 (mail) ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	郵送入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「無」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	無
1-12	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-13	その他	特記事項なし

## 2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書 2-3. に示す「参加表明書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和 5 年 7 月 18 日まで ※上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。
2-3	参加表明書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日 から 令和 5 年 7 月 18 日 16 時 00 分まで ※共通入札公告 4-3-1 及び 4-3-5～4-3-11 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【郵送入札】[9]に従い、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2 部提出すること。</p>

		<p><b>【提出書類】</b>  (1) 参加表明書様式 1-1～1-10</p>
2-4	技術提案書の提出者の選定及び提出要請日	<p>令和5年8月10日を予定  ※技術提案書の提出者に選定しない場合は、非選定通知書を送付します。</p>
2-5	非選定通知にかかる理由の説明請求期限日	<p>非選定の通知をした日の翌日から7日(休日を含まない)以内の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで</p>
2-6	技術提案書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b>  令和5年9月19日 16時00分  ※共通入札公告 4-3-8～4-3-11 に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><b>【提出方法】</b>  電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p>
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	<p><b>【実施期間】</b>  令和5年9月22日 から 令和5年9月28日 までを予定</p> <p><b>【実施場所】</b>  NEXCO 東日本 北海道支社 Web 会議システム</p>
2-8	技術提案書の特定通知日	<p>設計業務①：令和5年10月13日を予定  設計業務②：設計業務①の特定及び非特定通知以降  ※技術提案書の提出者に選定しない場合は、非選定通知書を送付します。</p>
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	<p>非特定の通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで</p>
2-10	参考見積書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b>  令和5年9月19日 16時00分  ※参考見積書の提出対象者は、技術提案書の提出者のみとする。設計関係図書で示す参考業務規模に対する技術提案書の提案内容に基づく参考見積書を提出すること。</p> <p><b>【提出方法】</b>  電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、</p>

		持参による提出は受け付けない。) により提出すること。提出部数は1部とする。
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和5年9月22日 から 令和5年9月28日 までを予定
2-12	見積書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b>          特定した見積者に別途通知する。          なお、共通入札公告 4-5 に示す見積合わせに関する事項を確認のうえ提出すること。</p> <p>また、共通入札公告 4-4-1. ②に示す内訳明細書についても見積書と併せて提出すること。  <u>※内訳明細書は、Microsoft Excel により作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。</u>  <u>(金抜設計書様式のとおり)</u></p> <p><b>【提出方法】</b>          入札者に対する指示書【郵送入札】[12]から[14]に従い、次の提出書類を同封のうえ書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。</p> <p><b>【提出書類】</b>          (1) 見積書          (2) 内訳明細書（※CD-R と出力書面の両方とも）</p>
2-13	見積日時	特定した見積者に別途通知する。
2-14	見積執行場所	本書 1-4. に示す契約担当部署
2-15	本件競争入札に関する質問受付期間	<p><b>【受付期間】</b>          入札公告の日 から 令和5年9月11日 16時00分まで</p> <p><b>【受付場所】</b>          本書 1-4. に示す契約担当部署</p> <p><b>【受付方法】</b>          質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。          書留郵便等による提出で質問数が5問以上の場合、質問書面のほか、質問書面をMicrosoft Word 等により作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。          なお、質問書面には会社名及び提出日を記載すること。</p>

		<p><b>【質問内容の記載上の留意点】</b>  質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。</p>
2-16	質問に対する 回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
2-17	資料の閲覧期間 （設計業務成果品 等の貸与）	本件競争入札においては非該当

※各文書について、電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期限内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。(16. 入札に関する質問受付期間【受付方法】電子メールについては、送付アドレスの限定はない)

競争参加資格要件等一覧表

業務名		①道東自動車道 滝の沢川橋基本詳細設計 ②道東自動車道 中トマム鶴川橋基本詳細設計																																						
調達手続の概要	競争契約の方法	公募型プロポーザル方式																																						
	落札者の決定方法	自動落札方式																																						
	見積活用方式の対象	有																																						
	一括審査方式の対象	対象	設計業務名(その1)	道東自動車道 滝の沢川橋基本詳細設計	開札順番①																																			
			設計業務名(その2)	道東自動車道 中トマム鶴川橋基本詳細設計	開札順番②																																			
			設計業務名(その3)		開札順番③																																			
	基本契約方式の対象	対象外	設計業務名(その1)																																					
設計業務名(その2)																																								
設計業務名(その3)																																								
評価値の算出方法	-																																							
審査時期	事前審査																																							
①開札時において、下記に示す業種区分の「令和5・6年度競争参加資格」を有する者であること。																																								
業種区分		橋梁設計																																						
競争参加要件	企業に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成20年度以降に元請として完成及び引渡し完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。 業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																					
	同種業務		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>基本(予備・概略)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>実施(詳細)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>施工計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>維持管理</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																	
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																					
鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																						
鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																						
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																						
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																						
		審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。 業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																					
		同種業務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>基本(予備・概略)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>実施(詳細)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>施工計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>維持管理</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																	
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																					
鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																						
鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																						
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																						
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																						
	予定管理技術者に求める事項	技術者資格	<p>①技術士【総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。                  ②技術士【建設部門(鋼構造及びコンクリート)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。                  ③RCCM(鋼構造及びコンクリート)の資格を有し、RCCM資格制度規定による登録を行っている者。                  ④土木学会認定土木技術者【特別上級土木技術者(鋼・コンクリート)】、【上級土木技術者または1級土木技術者(コースA鋼・コンクリート)、(コースB鋼・コンクリート若しくは橋梁)】の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度による登録を行っている者。</p> <p>なお、外国資格を有する技術者(日本国及びWTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)については、あらかじめ上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。</p>																																					
		手持ち業務量	<p>手持ち業務量が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。                  ①1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が4 億円以上                  ②1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10 件以上</p> <p>なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。                  また、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2 億円以上、②の件数は5 件以上とする。</p> <p>※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務</p>																																					



# 技術評価項目及び評価基準

参加表明者に提出を求める参加表明書の作成、技術提案書の提出者を選定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

公募型プロポーザル方式 技術者評価型			技術評価点(満点)		100点														
評価項目		評価基準																	
参加表明者の経験及び能力	実績等	企業の同種業務の実績	次の基準で評価する。																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社</td> <td>40点</td> <td>40点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない</td> <td>20点</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		評価基準		評価	配点	平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社		40点	40点	②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない		20点				0点
評価基準		評価	配点																
平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社		40点	40点																
②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない		20点																	
		0点																	
参加表明者の経験及び能力	事故及び不誠実な行為		次の基準で評価する。																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。</td> <td>①文書警告 ②口頭注意</td> <td>-2点 -1点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準		評価	配点	審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。		①文書警告 ②口頭注意	-2点 -1点	<p>◇留意事項 ①記載は不要である。</p>						
評価基準		評価	配点																
審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。		①文書警告 ②口頭注意	-2点 -1点																
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定管理技術者に求める事項 技術者資格」の①及び②に該当する ②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定管理技術者に求める事項 技術者資格」の③及び④に該当する ③上記に該当しない</td> <td>30点 15点 0点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準		評価	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。		①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定管理技術者に求める事項 技術者資格」の①及び②に該当する ②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定管理技術者に求める事項 技術者資格」の③及び④に該当する ③上記に該当しない	30点 15点 0点	30点						
評価基準		評価	配点																
技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。		①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定管理技術者に求める事項 技術者資格」の①及び②に該当する ②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件 予定管理技術者に求める事項 技術者資格」の③及び④に該当する ③上記に該当しない	30点 15点 0点																
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社</td> <td>30点</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		評価基準		評価	配点	平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社		30点	30点	②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない		15点				0点
評価基準		評価	配点																
平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社		30点	30点																
②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない		15点																	
		0点																	
配置予定管理技術者の経験及び能力	配置予定管理技術者の手持ち業務金額及び件数		次の基準で評価する。																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上のいずれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。</td> <td>いずれも該当しない いずれかに該当する</td> <td>適 不適</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準		評価	配点	管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上のいずれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。		いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適	-						
評価基準		評価	配点																
管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上のいずれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。		いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適																
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		次の基準で評価する。																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-49-12]に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。</td> <td>いずれも該当しない いずれかに該当する</td> <td>適 不適</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準		評価	配点	以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-49-12]に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。		いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適	-						
評価基準		評価	配点																
以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-49-12]に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。		いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適																
技術提案書の提出者を選定する方法			<p>技術提案書の選定方法は次のとおりとする。</p> <p>①『競争参加資格要件等一覧表』に示す競争参加資格のすべてを満足し、かつ、参加表明書の評価において不適とされなかった提出者の中から、参加表明書の評価点の高い者より技術提案書の提出者の選定を行う。</p> <p>②技術提案書の提出者として3者を選定する。ただし、同評価又は同等程度評価の提出者が3者を超えて存在する場合、又は参加表明書の提出者が3者に満たない場合にはこの限りではない。</p> <p>③入札手続き中の事態等により選定者が2者以下になった場合には、追加選定を行うことがある。なお、追加選定にあたり参加表明書の再提出は求めず、また、技術提案書の提出期限日は変更しない。</p>																

技術提案書の選定者に提出を求める技術提案書の作成、技術提案書を特定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

公募型プロポーザル方式 技術者評価型			技術評価点 (満点)		100点
評価項目			評価基準		
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。		
			技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①及び②に該当する	10点
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の③及び④に該当する	5点			
	③上記に該当しない	0点			
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。		
			平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社	10点	10点
②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業) 以下の場合に加点しない ③上記に該当しない	5点				
	0点				
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の技術者資格	次の基準で評価する。		
			技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者に求める事項_技術者資格」の①及び②に該当する	10点
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者に求める事項_技術者資格」の③及び④に該当する	5点			
	③上記に該当しない	0点			
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。		
			平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速株式会社	10点	10点
②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各市町村(道路事業) 以下の場合に加点しない ③上記に該当しない	5点				
	0点				
業務への取り組み姿勢			次の基準で評価する。		
	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10点		
実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	30点			
その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	20点			
参考業務規模			次の基準で評価する。		
	参考業務規模(税込)	①150百万円、②107百万円			-
技術提案書に関するヒヤリング	(1)ヒヤリングでは、技術提案書に記載された次の事項について質疑応答を行う。 イ、配置予定管理技術者の業務経験について ロ、業務の取組姿勢について ハ、総額について ニ、参考見積書の内容について (2)ヒヤリング時の追加資料は受理しない。 (3)ヒヤリングは質疑応答を含め40分程度とする。				